

## ⑥ 罹災証明書・罹災届出証明書の交付

お問い合わせ 火災の場合 048-261-8379(消防局)  
火災以外の場合 048-242-6357(危機管理課)

市内で発生した火災や地震・風水害などの災害によって被害を受けた方に「罹災証明書」または「罹災届出証明書」を交付します。

### ○ 「罹災証明書」

災害(火災・地震・風水害など)による家屋の倒壊などの被害を受けた場合に証明を行います。

税の減免申請又は猶予等に使用されますが、罹災証明書の申請をもって必ずしも税が減免されるわけではありません。

### ○ 「罹災届出証明書」 ※ 火災以外の災害時に必要となる場合があります

家屋以外の場合や被害と災害の因果関係が確認できない家屋の場合に、被害を受けたという届出がされたことについて証明を行います。

お使いの保険会社への申請等に使用します。罹災届出証明書で手続きが可能か保険会社にご確認ください。

なお、罹災届出証明書は、災害によって被害を受けた事実を市へ届けたことを証明するものです。(被害の程度を証明するものではありません。)

※ 「罹災届出証明書」の発行については、危機管理課へお問い合わせください。